

# 後期高齢者医療制度へ 加入するかたへ

75歳の誕生日からは、後期高齢者医療の被保険者となります。

加入の手続きは必要ありません。被保険者証(保険証)を郵送しますので、誕生日以降に医療機関などにかかるときは、被保険者証(保険証)を提示してください。

## 市内で引っ越したときや市外へ転出するとき

本人の被保険者証(保険証)をお持ちください。また、限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されているかたは併せてお持ちください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証を申請するとき

申請者の本人確認書類\*をお持ちください。また、代理人が手続きする場合は、代理人の本人確認書類\*もお持ちください。

## 被保険者証(保険証)の再発行を申請するとき

申請者の本人確認書類\*をお持ちください。また、代理人が手続きする場合は、代理人の本人確認書類\*もお持ちください。

### ※本人確認書類

#### 1点でよいもの

個人番号カード、運転免許証、パスポート、  
障害者手帳など

#### 2点必要なもの

被保険者証(保険証)、年金証書、年金手帳、  
介護保険証など

## 令和2年度・令和3年度保険料率が決定しました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度見直すこととなっており、県内均一の保険料率となります。この度、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会において、令和2年度・令和3年度の保険料率が決定しました。

均等割額	41,700円
保険料率	7.96%

**問合せ** 保険年金課後期高齢者医療担当 内線147・148

## 国民年金第3号被保険者のかたへ —こんなときには届出が必要です—

厚生年金保険に加入しているかた(第2号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者です(国民年金保険料の納付は不要)。

しかし、配偶者の退職や扶養から外れたときは、第1号被保険者に該当するため、ご自分で届出をし、国民年金保険料を納める必要があります。

次のようなときには、忘れずに届出をしましょう。

こんなとき	届出先
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者(第2号被保険者)が会社を退職したとき</li> <li>配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れたとき</li> <li>配偶者(第2号被保険者)と離婚したとき</li> <li>配偶者(第2号被保険者)が65歳になったとき</li> </ul>	住所地の市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき</li> </ul>	本人の勤務先
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者(第2号被保険者)の加入する被用者年金制度が変わったとき(例▶厚生年金から共済組合)</li> </ul>	配偶者の勤務先
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人(第3号被保険者)の住所が変わったとき</li> </ul>	配偶者の勤務先

**問合せ** 春日部年金事務所 ☎048(737)7112(代表) 市保険年金課国民年金担当 内線140・149